

第1章 物部龜鹿火王權（佃説）

1 「磐井の乱」

(1) 『日本書紀』の「磐井の乱」

「繼体天皇」は「任那」を復興させようとする。ところが「筑紫国造磐井」が反逆を謀る。

繼体天皇は斧鉄（おの・まさかり）を授けて物部龜鹿火（ものべあらかひ）に曰う。

長門より以東は朕之を制す。筑紫より以西は汝之を制せよ。　『日本書紀』

物部龜鹿火は筑紫国造磐井を伐つ。

（繼体）二十二年十一月、大將軍物部大連龜鹿火、親（みづか）ら賊帥の磐井と筑紫の御井郡で交戦する。（中略）遂に磐井を斬り、果たして疆場を定める。

『日本書紀』

物部龜鹿火は筑紫国造磐井と御井郡（福岡県三井郡）で戦い、遂に磐井を斬ったとある。

「果たして疆場を定める」とある。「長門（山口県）より以東」は繼体天皇の領土になり、「筑紫より以西（九州）」は物部龜鹿火の領土になったという。

これが『日本書紀』の伝える「磐井の乱」である。

(2) 「磐井の乱」の疑問点

「筑紫国造磐井」とは誰か。「磐井は火・豊の二國に掩（おそ）い拠りてつかえまつらず」とある。さらに「長門より以東は朕之を制す。筑紫より以西は汝之を制せよ」とある。

「筑紫国造磐井」は「長門（山口県）より以東」及び「筑紫より以西」も領土にしていることがわかる。

「繼体天皇」は畿内にいるので「筑紫国造磐井」は「西日本一帯」を支配していることになる。

「磐井の乱」が始まる「（繼体）二十一年」は『日本書紀』では「527年」である。「倭の五王」の時代である。「筑紫国造磐井」は「倭の五王」であることがわかる。

「繼体天皇」は「倭の五王（倭王權）」を「物部龜鹿火」に伐たせたということになる。

しかし「繼体天皇（の父）」は「倭王興」の命令により「熊本県宇土地方」から「近江（滋賀）」へ派遣された「倭王權」の將軍である（69号（4））。

「繼体天皇」が物部龜鹿火を派遣して「倭王權（倭の五王）」を伐ったという史実はない。『日本書紀』の捏造である。

2 「磐井の乱」の年代

(1) 「繼体天皇」の「崩年」問題

『日本書紀』は「繼体天皇」の崩御について次のように記す。

(繼体) 二十五年二月、天皇、磐余玉穗宮に崩ず。(中略)(或る本に云う、天皇、二十八年歳次甲寅崩ず。而(しか)るに此(ここ)に二十五年歳次辛亥に崩ずと云うは、『百濟本記』を取りて文を為す。其の文に云う、太歳辛亥三月、(中略)。又聞く、日本の天皇、及び太子・皇子、俱(とも)に崩薨す。此に由(よ)りて言えば、辛亥の歳は二十五年に當る。後に勘校(かんが)える者は之を知る也)。
『日本書紀』

『日本書紀』では「繼体天皇」の崩年は「(繼体) 二十五年(531年)」である。

ところが「或る本」では「二十八年歳次甲寅(534年)」であるという。それは次の「安閑天皇」が「534年」に即位しているからである。

『日本書紀』の「繼体紀」を書いた述作者は『百濟本記』の「日本の天皇」を「繼体天皇」とすると解釈して、「繼体天皇」の崩年を「(繼体) 二十五年(太歳辛亥=531年)」にしている。

『古事記』に「繼体天皇」の崩年干支がある。

■ 繼体天皇の崩年……丁未(527年)

『古事記』

□ 「繼体天皇」は「527年」に死去している。

(2) 「日本の天皇」と「磐井の乱」

『百濟本記』に「太歳辛亥(531年)三月」に「日本の天皇、及び太子・皇子、俱(とも)に崩薨す」とある。

「531年」は「倭の五王(倭王権)」が日本列島を支配している時期である。「日本の天皇」とは「倭王権」の「倭王」であろう。

「倭王(筑紫国造)」が物部麿鹿火に殺されるのが「磐井の乱」である。

□ 「磐井の乱」は「辛亥年(531年)」である。

(3) 『日本書紀』の「磐井の乱」は捏造(1)

「磐井の乱」は「繼体天皇」が「物部麿鹿火」を派遣して「倭王」を伐った事件であるという。

「磐井の乱」は「531年」である。ところが「繼体天皇」は「527年」に死去している。『日本書紀』の「磐井の乱」は捏造である。

(4) 『日本書紀』の「磐井の乱」は捏造（2）

「磐井の乱」の始まりは「新羅に破られた南加羅・喙己呑を復興する」ためであるという。

ところが「南加羅（金官国）」が新羅に服するのは「532年」である。

（法興）十九年（532年）、金官国王の金仇亥が、国の財宝や宝物をもって来降した。
『三国史記』

「磐井の乱」は「531年」である。

「磐井の乱」の始まりの記述は捏造であることがわかる。

□ 『日本書紀』の「磐井の乱」は捏造である。

3 稲荷山古墳

(1) 稲荷山古墳の鉄劍銘

埼玉古墳群にある稻荷山古墳の「礫槻」から出土した鉄劍には金象嵌の銘文が刻まれている。銘文は鉄劍の表と裏にある。

（表）

辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比塊其兒多加利足尼其兒名豆已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半豆比

（裏）

其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事來至今獲加多支齒大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也

「稻荷山古墳の鉄劍銘」

銘文の読みは人により異なるが、『稻荷山古墳と埼玉古墳群』（三一書房）に岸俊男氏等による読みがある。

（表の訳）

辛亥の年七月中、記す。オワケの臣。上祖、名はオホヒコ。其の児、（名は）タカリのスクネ。其の児、名はテヨカリワケ。其の児、名はカタヒ（ハ）シワケ。其の児、名はタサキワケ。其の児、名はハテヒ。

（裏の訳）

其の児、名はカサヒ（ハ）ヨ。其の児、名はオワケの臣。世々、杖刀人の首と為り、奉事し來り今に至る。ワカタケ（キ）ル（ロ）の大王の寺、シキの宮に在る時、吾、天下を左治し、此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也。

□「辛亥年七月中記」とある。鉄劍は「辛亥年七月」に造られている。

- 鉄劍を造った人は「乎獲居臣」である。

(2) 乎獲居臣と中国東北地方

乎獲居臣の「上祖の名は意富比塊（大彦）」とある。「285年」に鮮卑慕容廆は遼西を侵す。「倭城」に居た「大彦」は崇神天皇を助けながら日本列島に渡来する。

「大彦」は「倭人（卑弥氏）」である。その子孫は「倭城」に留まり、「390年」に「倭王讚・珍」は筑後に逃げてくる（前述）。

「乎獲居臣」も「倭人（卑弥氏）」であることがわかる。

鉄劍銘には「大彦」の児は「多加利足尼」とある。「足尼（すくね）=宿禰」である。「宿禰」の称号は中国東北地方で用いられていた称号である（前述）。

三代目以降は「豆已加利獲居、其の児の名は多加披次獲居、其の児の名は多沙鬼獲居」とある。

「獲居=和氣（別）=わけ」である。「和氣」は中国東北地方で用いられていた称号である（前述）。

それらが「鉄劍」に刻まれている。「乎獲居臣」の先祖は「285年」に大彦が倭城を出た後も「倭城」に留まっていたことが分かる。

「大彦」の児は「多加利足尼（宿禰）」である。「多加利足尼（宿禰）」は「倭城」に留まっている。「285年」に大彦が倭城を出た後に「多加利足尼（宿禰）」になっている。「宿禰」は「鮮卑慕容氏」の称号であることが分かる。

三代目以降は「獲居=和氣」の称号である。「称号」は「宿禰」から「和氣」に変わっている。「倭城」を支配する王権が「鮮卑慕容氏」から他の王権に変わったことが分かる。

□「285年」に「倭城」は鮮卑慕容廆に侵略される。

- 「大彦」は崇神天皇を助けながら日本列島に逃げてくる。
- 倭城に残った大彦の児の「多加利足尼（宿禰）」は「鮮卑慕容氏」に支配され、「宿禰」の称号が与えられる。
- 三代目以降の称号は「獲居（和氣）」である。「倭城」はまた別の王権に支配されている。

(3) 江田船山古墳の鉄刀銘

熊本県玉名郡菊水町（現在は和水町）に江田船山古墳がある。江田船山古墳からは鉄刀が出土しており、それには銀象嵌の銘文が刻まれていた。

治天下獲□□□歎大王世、奉事典曹人名无□弓、八月中、用大鉄釜并四尺廷刀、八十練、□十振、三寸上好□刀、服此刀者、長寿、子孫洋々、得□恩也、不失其所統、作刀者名伊太□、書者張安也

(訳) 治天下獲□□□歎大王の世、奉事する典曹人、名は无利豆。八月中、大鑄釜を用いて四尺廷刀を八十練、三寸の上好□を六十練するなり。此の刀を服する者は長寿、子孫は三恩を得るなり。其の統ぶる所を失わず。作刀者、名は伊太加、書者は張安也

「江田船山古墳鉄刀銘」

(注) □……読み取れない文字、(訳文)には一部の文字が読める文字として入れてある。

江田船山古墳出土の鉄刀には読み取れない文字があり、「治天下獲□□□歎大王」としか読めなかった。

稻荷山古墳の発掘が行われたのは昭和43年である。出土した鉄劍は鋸びており銘文があることはわからなかった。昭和53年に保存処理をしているときに金象嵌の銘文が発見された。鉄劍の銘文には「獲加多支歎大王」と刻まれていた。これにより江田船山古墳の「獲□□□歎大王」も「獲加多支歎大王」であることが判明した。

(4) 稲荷山古墳の年代

白石太一郎氏は稻荷山古墳の年代について次のように述べている。

筆者は稻荷山古墳の造営年代について、くびれ部から出土している高蔵47型式の須恵器群をこの古墳の最初の、言い換えればまさにその人のためにこの古墳が造営された墓主のための葬送儀礼にともなうものと考え、その年代を5世紀の第4四半期に求めている。

一方、稻荷山鉄劍を出した礫櫛の年代については、その副葬品のうちに高蔵47型式に後続する陶器山15型式期の馬具などをともなうところから、明らかにくびれ部出土の須恵器の年代よりは新しい時期のものととらえている。その年代は471年に製作されたことの明らかな稻荷山鉄劍を副葬していることからも5世紀末ないし6世紀初頭に下るものと考えている。

(白石太一郎『古墳の語る古代史』(岩波現代文庫))

白石太一郎氏は「くびれ部から出土している高蔵47型式の須恵器群」を「この古墳が造営された墓主のための葬送儀礼にともなうもの」と考えて、稻荷山古墳の「造営年代」(最初に墓を造った年代)を「5世紀の第4四半期(476年~500年)ころ」としている。

「稻荷山古墳」は「倭王興」の墓である(71号、76号)。「倭王興」は「477年」に死去している。墓が造られるのは「5世紀の第4四半期(476年~500年)ころ」である。

2016年に「稻荷山古墳」のレーダー探査が行われた。後円部の中軸線上の深さ2.5mのところに長さ約4m、幅約3m、厚さは最大約1mの石棺があるという(朝日新聞2017年1月27日)。

巨大な石棺である。「倭王興」の石棺に相応しい。

「稻荷山古墳＝倭王興の墓」（佃説）は「考古学」により立証されたと言えるであろう。ところが「礫榔の年代」について白石氏は「471年に製作されたことの明らかな稻荷山鉄剣を副葬していることから」、「5世紀末ないし6世紀初頭に下るものと考えている」という。

「辛亥年七月中記」は鉄剣が造られた時期である。それを「471年に製作されたことの明らかな稻荷山鉄剣」としている。

- 「鉄剣」は「471年」に造られたのであろうか。

4 「辛亥年＝471年」説（定説）の根拠

(1) 「辛亥年＝471年」説（定説）

鉄剣には「辛亥年七月中記」とある。鉄剣は「辛亥年」に作られている。

辛亥年は「471年」説と「531年」説がある。現在は「471年」説が定説になっている。文献学者も考古学者も、ほとんどが「辛亥年＝471年」説を採用している。

- 稻荷山古墳の礫榔から出土した鉄剣の「辛亥年」

- 「辛亥年」＝471年（定説）

(2) 獲加多支歎大王＝雄略天皇（定説）

稻荷山古墳出土の鉄剣銘の「辛亥年」は「471年」である（定説）。この時期の大和王権の天皇は「雄略天皇」である。したがって「獲加多支歎大王」は「雄略天皇」である。これが定説である。

- 獲加多支歎大王＝雄略天皇（定説）

『古事記』『日本書紀』の「雄略天皇」の正式な名前は次の通り。

- 大泊瀬幼武天皇（おおはつせわかたけ天皇）……『日本書紀』

（「幼武」は「ワカタケル」と読める。）

- 大長谷若建命（おおはつせわかたけのみこと）……『古事記』

（「若建」は「ワカタケル」と読める。）

「雄略天皇」の名前は『古事記』『日本書紀』ともに「ワカタケル」と読める。「獲加多支歎大王」の「ワカタケル」と同じである。名前からみても「雄略天皇」は「獲加多支歎大王」であるという。

これが「定説」になっている理由の一つである。

(3) 獲加多支歎大王＝倭王武（定説）

「定説」では、稻荷山古墳の鉄剣の「辛亥年」は「471年」である。江田船山古墳の

鉄刀には「治天下獲加多支歟大王」とある。「獲加多支歟大王」は「天下を治め」ている。九州（江田船山古墳）から関東（稻荷山古墳）までを支配している。

この時期に日本列島を支配しているのは『宋書』に出てくる「倭の五王」である。「倭王武」は「478年」に朝貢して、その上表文に「東は毛人を征すること五十五国」とある。関東までを支配している。「獲加多支歟大王」は「倭王武」であり、「雄略天皇」である。これが定説である。

○現在の定説（まとめ）

- 辛亥年 = 471年
- 獲加多支歟大王 = 倭王武 = 雄略天皇 = 大和の天皇

5 「定説」の検討

(1) 「倭王武」と「辛亥年」の検討

「定説」では「辛亥年 = 471年」であり、「獲加多支歟大王 = 倭王武 = 雄略天皇」である。

ところが「倭王武」が即位するのは「478年」である（前述）。「471年」は「倭王興」の時代である。「倭王武」はまだ即位していない。

「辛亥年 = 471年」であるとすれば「雄略天皇 = 倭王武」説（定説）は成立しない。

○「辛亥年 = 471年」であれば、

- 「雄略天皇 ≠ 倭王武」である。

(2) 「獲加多支歟大王」と「辛亥年」の検討

稻荷山古墳の鉄劍銘には「獲加多支歟大王寺在斯鬼宮時吾左治天下」とある。「獲加多支歟大王の寺（役所、宮殿）が斯鬼宮に在るとき吾（乎獲居臣）は天下を治めるのを助けた」という。

「辛亥年」は鉄劍を作った年である。「乎獲居臣」が「獲加多支歟大王の治天下を助けた」のは「辛亥年」よりも前である。

「辛亥年 = 471年」説であれば「獲加多支歟大王」は「辛亥年（471年）」よりも前に「治天下人」になっている。

ところが「倭王武」が即位するのは「478年」である。「471年」には「倭王武」はまだ「治天下人」にはなっていない。「獲加多支歟大王 ≠ 倭王武」である。

「辛亥年 = 471年」説であるならば「獲加多支歟大王 = 倭王武」説は成立しない。

○「辛亥年 = 471年」であれば

- 「獲加多支歟大王 ≠ 倭王武」である。

(3) 「辛亥年=471年」説（定説）は成立しない

「辛亥年=471年」であるとすれば「雄略天皇≠倭王武」であり、また「獲加多支歛大王≠倭王武」である。

「辛亥年=471年」とする限り、「獲加多支歛大王=倭王武=雄略天皇」説は成立しない。

○「辛亥年=471年」であれば、

- 「雄略天皇≠倭王武」
- 「獲加多支歛大王≠倭王武」
- 「獲加多支歛大王=倭王武=雄略天皇」説は成立しない。

○今の「定説」は誤りである。

6 「辛亥年」 = 「531年」（佃説）

(1) 「倭王武」の幼少期

「倭王武」は兄の「倭王興」が「477年」に死去して、「478年」に即位している。「倭王武」はその後「525年」まで在位している。「47年間」も在位している。「倭王武」は即位したときはまだ少年だったのである。

当時の平均寿命は「50才」位であろう。父「倭王済」は「461年」に死去している。その後を継いだ兄の「倭王興」は「462年～477年」の「15年間」在位している。「倭王武」はそれから「47年間」も在位している。

父「倭王済」が死去してから「倭王武」は実に「15年 + 47年 = 62年間」も生存している。当時の平均寿命を遙かに越えている。「倭王武」は父「倭王済」が死去する直前に生まれたのではないだろうか。

「倭王武」の名前は「武」である。兄「倭王興」が即位したときはまだ赤ん坊か、幼年であろう。その後成長して少年になり、皆から「ワカタケル（若武、幼武）」と呼ばれたのではないだろうか。

兄の「倭王興」が死去したときは「15才～20才」位であろう。「(倭王) 武」が即位したとき人々は少年時代の呼び名「ワカタケル（若武）」に「大王」を付けて「ワカタケル大王」と呼んだのである。

「獲加多支歛大王=ワカタケル（若い武）=倭王武」であろう。

○「獲加多支歛大王=倭王武」である。

(2) 「辛亥年」について

稻荷山古墳の鉄劍銘には「乎獲居臣」は「獲加多支歛大王の寺（役所、宮殿）が斯鬼宮に在るとき吾（乎獲居臣）は天下を治めるのを助けた」とある。

「倭王武」の在位は「478年～525年」である。「乎獲居臣」は「478年～525年」の間

に「獲加多支歎大王」に仕えている。鉄剣はその後に造られている。

したがって「辛亥年=471年」説は成立しない。

(3) 「辛亥年」=531年=「磐井の乱」

『日本書紀』に引用された『百濟本記』には「太歳辛亥三月、(中略)。又聞く、日本の天皇、及び太子・皇子、俱(とも)に崩薨す」とある。「磐井の乱」である。

「磐井の乱」は「辛亥年三月」である。稻荷山古墳の鉄剣が造られるのは「辛亥年七月」である。

鉄剣銘には「此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也」とある。「奉事の根原を記す」のは「奉事してきたことを記録して残す」ためである。それは「磐井の乱」で「倭王権」が滅びたからであろう。

鉄剣に「乎獲居臣」の「上祖の名は意富比塊(おおひこ)」とある。「大彦」である。「乎獲居臣」も「倭王」と同じ「倭城」に居た「卑弥氏」の後裔であることがわかる。

また鉄剣銘には「世々為杖刀人首奉事來至今」とある。「世々、杖刀人の首」になっているから「倭王」とは親戚であろう。先祖は「390年」に「倭王讚・珍」と共に「倭城」から筑後へ逃げてきたのであろう。

「辛亥年(531年)三月」に「磐井の乱」で「倭王権」は滅びた。自分たちの歴史も消えて行くであろう。「乎獲居臣」は「倭王権」に仕えていたことを記録して残すことを考えた。こうして「乎獲居臣」は「辛亥年(531年)七月」に鉄剣を造った。

□稻荷山古墳の鉄剣銘「辛亥年七月」は「531年」である。

- 「乎獲居臣」の父「加差披余」は「倭王興」にお仕えして関東に来る。
- 「東は毛人を征すること五十五国」と活躍する。
- 「477年」に「倭王興」は死去する。「稻荷山古墳」に埋葬される。
- 「乎獲居臣」は関東で生まれたのであろう。
- 「乎獲居臣」は、その後筑後へ行き「倭王武」が天下を治めるのを助ける。
- 「531年」の「磐井の乱」で「倭王権」は滅びる。
- 「乎獲居臣」は「上祖大彦」から「8代」に渡る自分たちの「根源」を記録して残そうと思い立つ。
- 「531年7月」に「乎獲居臣」は「根源」を金象眼で鉄剣に刻んだ。

7 「礫槻」の年代

(1) 「二子山古墳」と「鉄砲山古墳」

埼玉古墳群の中央には「稻荷山古墳」「二子山古墳」「鉄砲山古墳」がこの順序で築造されている。

「稻荷山古墳」は「墳丘長=120m」、「二子山古墳」は「墳丘長=132m」、「鉄砲山古墳」は「墳丘長=109m」である。

「稻荷山古墳」の築造時期は「5世紀の第4四半期(476年~500年)ころ」である

という（白石太一郎）。

「稻荷山古墳」は「倭王興」の墓である。「二子山古墳」は「倭王興」の子の墓であり、「鉄砲山古墳」は孫の墓であろう。「鉄砲山古墳」は「二子山古墳」を80%に縮めた形をしているという。

○埼玉古墳群の主要な古墳の年代（埼玉県行田市のホームページ）

- 稲荷山古墳……5世紀の第4四半期（倭王興の墓）
- 二子山古墳……「6世紀第1四半期」（倭王興の子の墓）
- 鉄砲山古墳……「6世紀第1四半期」（倭王興の孫の墓）

(2) 稲荷山古墳の「粘土櫛」と「礫櫛」

稻荷山古墳の頂上付近から「粘土櫛」と「礫櫛」が出土している。

「礫櫛」の年代は「5世紀末ないし6世紀初頭」であるという（白石太一郎）。

しかしこの説は「辛亥年=471年」説を採用している。「辛亥年=531年」である。

「粘土櫛」と「礫櫛」の年代について検討しよう。

「乎獲居臣」は「531年」に鉄剣を造っている。それが「礫櫛」から出土している。

乎獲居臣は「倭王武」に仕えている。倭王武の在位は「478年～525年」である。「杖刀人の首」として仕えているからそのときは「30才」以上にはなっているであろう。「531年」の時は「40才」以上になっている。当時の平均寿命を「50才」位とすると「531年」に「乎獲居臣」は鉄剣を作つてまもなく死去していることになる。「乎獲居臣」が死去するのは「532年～540年」頃であろう。

「礫櫛」の年代は「6世紀第2四半期」頃となる。

「乎獲居臣」が生まれるのは「50年」前の「480年～490年」頃になる。「倭王興」は「477年」に死去している。「乎獲居臣」の父「加差披余」は「倭王興」に「杖刀人の首」として仕え、関東に来ているから「乎獲居臣」は関東で生まれている。

「1世代」は「20年～25年」であろう。「加差披余」は「500年～510年」頃に死去していると思われる。

「乎獲居臣」も「加差披余」も「杖刀人の首」である。「乎獲居臣」は「礫櫛」に埋葬されている。

「粘土櫛」は稻荷山古墳の頂上の中央線上にある。「礫櫛」の方は中央線より外れている。「粘土櫛」の方が先に造られているのである。

「粘土櫛」は「加差披余」の墓であろう。「加差披余」は「倭王興」に「杖刀人の首」として仕えている。「杖刀人の首」として「倭王興」の墓を守っているのではないだろうか。

「乎獲居臣」が生まれた時は「倭王興」はすでに死去している。しかし「乎獲居臣」は「倭王興」の弟「倭王武」に「杖刀人の首」として仕えている。そのため父「加差披余」が埋葬されている「倭王興」の墓（稻荷山古墳）に追葬されたのである。

「粘土櫛」は「加差披余」の墓であり、「6世紀第1四半期（500年～510年）」頃の

墓であろう。

□稻荷山古墳の「粘土櫛」と「礫櫛」（佃案）

- 「粘土櫛」は「乎獲居臣」の父「加差披余」の墓であり、「6世紀第1四半期（500年～510年）」頃に埋葬されている。
- 「礫櫛」は「乎獲居臣」の墓であり、「6世紀第2四半期（532年～540年）」頃に埋葬されている。
- どちらも「杖刀人の首」として「倭王興」の墓を守っている。

8 物部氏と物部龜鹿火

(1) 「天つ物部氏」

「物部氏」は「天火明命」に従って「北九州」に渡来する。

天つ物部等二十五人。同じく兵仗を帶びて天降り供奉る。

二田物部、当麻物部、芹田物部、鳥見物部、（中略）、赤間物部、（中略）、筑紫聞物部、播磨物部、筑紫贊田物部
『先代旧事本紀』

「二田物部」は「筑前国鞍手郡」の「二田」であろう。

筑前国鞍手郡 金生（加奈布）・二田（布多多）・生見（伊無美）・十市（止布知）・新分（爾比岐多）・粥田（加都多）
『和名抄』

鞍手郡若宮町から「二田」とヘラ書きされた須恵器の藏骨器が出土している（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

「赤間物部」の「赤間」は「（福岡県）宗像市赤間」であろう。

「筑紫聞物部」は「（雄略）十八年（474年）」条に登場する「筑紫聞物部大斧手」の祖先であろう。「聞（きく）」は「企救（きく）」であり、『和名抄』の「豊前国企救郡」であろう。今の北九州市小倉区あたりである。

□「物部氏」は「天孫降臨」の時、「天火明命」の従者として「北九州」に渡来する。

(2) 物部氏の系図

『先代旧事本紀』には間違いがある。正しく復元すると次のようになる。

○復元した「物部氏の系図」

図37 復元した物部氏の系図

(3) 物部龜鹿火の地位

「物部氏」の系図を見ると「十一世」「十二世」「十三世」が居る。「物部氏」の最高

位の人物であろう。

「物部龜鹿火」の系統を見ると「十一世」「十二世」等が付く人物は一人も居ない。
「物部龜鹿火」は「物部氏」の中では地位が低いことがわかる。

9 物部龜鹿火王権とは（佃説）

(1) 「倭王権」と「連（むらじ）」

「倭王権」の称号は「連」である。

○「連」の称号が付く人物（例）

- 大伴大連金村
- 物部大連龜鹿火
- 物部大連木蓮子（いたび）（十二世）
- 物部伊勢連父根
- 桜井田部連
- 縣犬飼連

「物部氏」の「十二世木蓮子（いたび）」にも「大連」が付いている。

□「物部氏」は「倭王権」の臣下である。

(2) 「磐井の乱」は下克上

「物部龜鹿火」は「倭王権」の臣下である。倭王権の称号「大連」が付いている。
「磐井の乱」は臣下の「物部龜鹿火」が主君の「倭王」を伐った事件である。

□「磐井の乱」は下克上である。

(3) 物部龜鹿火王権の年号

「九州年号」に「殷到」年号がある。「531年～536年」である。

「531年」は「磐井の乱」である。「殷到」年号は「磐井の乱」から始まっている。
物部龜鹿火が死去するのは「536年」である。

- （宣化）元年七月、物部龜鹿火大連薨せぬ。是年、太歳丙辰。

『日本書紀』

「物部龜鹿火」は「太歳丙辰年（536年）七月」に死去している。「殷到年号」と一致する。

「殷到」年号は「物部龜鹿火」の「年号」であることがわかる。

「531年」に物部龜鹿火は「磐井の乱」で「倭王権」を伐つと年号を建てている。「天

子」になっている。

□「物部龜鹿火王權」の樹立

- 「531年」の「磐井の乱」で物部龜鹿火は「倭王權（倭の五王）」を伐つ。
- 物部龜鹿火は「天子」となり、「殷到」年号を建てる。
- 「殷到」年号は「531年～536年」である。

10 物部龜鹿火王權の本拠地（佃説）

(1) 屯倉の献上

「磐井の乱」で物部龜鹿火に伐たれた「倭王」は「葛（松野連系図では哲）」である。
「六番目の倭王」である。

その子は「萬（松野連系図）」である。

（繼体二十二年）十二月、筑紫君葛の子は父のつみに座して誅されるのを恐
れて、糟屋屯倉を献じ、死罪を贖（あがな）われんことを求む。

『日本書紀』

「萬」は物部龜鹿火に「糟屋屯倉を献じ、死罪」を逃れている。

「糟屋屯倉」は福岡市東区を流れる「多々良川」の南側の地域である。

「磐井の乱」の時の物部氏の氏族長（トップ）は「十二世物部木蓮子（いたび）」で
ある。

「物部木蓮子」は物部龜鹿火に「難波屯倉」と「宅媛」を献上する（63号）。

「難波屯倉」は「多々良川」の北側の地域である。

□物部龜鹿火は「多々良川」の北と南の地域を手に入れる。

- 物部龜鹿火は「多々良川」の水利権を手に入れる。
- 多々良川の水利権が欲しいので献上させたのである。

(2) 物部龜鹿火の墓

多々良川を遡ると福岡県嘉穂郡桂川町に出る。桂川町寿命に「王塚古墳」がある。

□桂川王塚古墳（福岡県嘉穂郡桂川（けいせん）町寿命）

- 前方後円墳 全長78m
- 横穴式石室 長さ4.3m、幅3.1m（遠賀川流域では最大の石室）
- 装飾古墳…石室の全面に赤色が塗られており、石屋形や石室の下半には赤・
黄色・緑・黒・白の5色で、連續三角文を基調に各種の幾何学的装飾文様
が、石室側面には多数の配列された鞍、盾、大刀など、玄門の左右の袖石
には人が乗っている赤馬・黒馬が計5頭、灯明台付近には双脚輪状文と蕨

手文等が描かれている。天井には黄色の粘土で星座が描かれている。

■副葬品（未発掘のため当時のまま残っていた）

金環、銀鈴、鏡1、武器（大刀、刀子、槍、挂甲小札）、馬具（鞍、輪鎧、轡、杏葉、雲珠、辻金具）、玉類（管玉、棗玉、切子玉、丸玉）、土器（土師器、須恵器）等

■時期…6世紀中葉

『日本の古代遺跡34 福岡県』（保育社）

図38 桂川王塚古墳

（『日本の古代遺跡34 福岡県』（保育社））

「遠賀川流域では最大の石室」であるという。物部氏の本拠地である鞍手郡の古墳よりも大きな石室を造っている。物部氏の氏族長を上回る古墳である。「物部龜鹿火」の墓であろう。

装飾古墳に描かれているのは「鞍、盾、大刀など」の武器・武具が多い。副葬品も「武器（大刀、刀子、槍、挂甲小札）、馬具（鞍、輪鎧、轡、杏葉、雲珠、辻金具）」が多い。武将の墓と言える。武力で「倭王権」を伐った物部龜鹿火の墓に相応しい。

物部龜鹿火は「536年」に死去している。墓を造るのに「10年～20年」位は掛かるであろう。「6世紀中葉」頃に造られる。

□物部龜鹿火の墓は桂川町寿命の「王塚古墳」である。

■多々良川の上流にある。

■墓は本拠地に造られる。

■物部龜鹿火王権の本拠地は「桂川町」である。

11 佛教伝来（佃説）

(1) 「佛教伝来=538年」説

『元興寺伽藍縁起並びに流記資財帳』（以下『元興寺縁起』と略）は「佛教伝来」を次のように記す。

大倭国の仏法、創めて斯帰嶋宮治天下天國案春岐廣庭天皇の御世、蘇我大臣稻目宿禰仕え奉る時、治天下七年歳次戊午十二月より度（わた）り来る。百濟国聖明王の時、太子像並びに灌仏の器一具及び説仏起書卷一巻を渡し、言う、「まさに仏法はすでに是世間無上の法、其の国亦修行に応えると聞く。」

『元興寺縁起』

「治天下七年歳次戊午十二月」は「538年」である。「538年」に百濟から日本へ「佛教」が伝えられる。

『上宮聖徳法王帝説』にも「佛教伝来」の記述があり、やはり「戊午年」である。

志癸島天皇の御世。戊午年十一月十二日、百濟国主明王、始めて仏像・経教並びに僧等を度らせ奉る。

『上宮聖徳法王帝説』

「538年」に百濟の聖明王が「仏像」「経教」「僧等」を送ったとある。

□「仏教伝来」は「538年」である。

(2) 「志癸島天皇」

「斯帰嶋宮治天下天國案春岐廣庭天皇 = 「志癸島天皇」 = 「欽明天皇」である。

「欽明天皇の戊午年十一月十二日」に仏教は伝來したという。

ところが「欽明天皇の御世」に「戊午（538年）」は無い。

○欽明天皇の七年 (『日本書紀』)

- (欽明) 元年 (540年) ……太歳庚申
- (欽明) 七年 (546年) ……丙寅

「戊午（538年）」は欽明天皇よりも「2年前」の「(宣化) 三年」である。

○「戊午年」と宣化天皇の在位

- 戊午 538年 (宣化) 三年
- 己未 539年 (宣化) 四年
- 庚申 540年 (欽明) 元年 欽明天皇即位

「戊午」年は「宣化天皇」の「三年」である。しかし「治天下七年歳次戊午」ではない。

□「治天下七年歳次戊午」は『日本書紀』の天皇とは合わない。

(3) 「仏教伝来」と物部龜鹿火

『元興寺縁起』は「仏教伝来」を「治天下七年歳次戊午十二月」と記す。「538年」が「治天下七年」であるという。

○「治天下七年歳次戊午（538年）」とは

- 治天下1年目 = 532年 (壬子)
- 治天下2年目 = 533年 (癸丑)
- :
- :
- 治天下7年目 = 538年 (戊午年)

「治天下七年歳次戊午（538年）」とは「531年」から「7年目」ということであろう。
「531年」は「磐井の乱」である。「物部龜鹿火」が「倭王権（倭の五王）」を伐った事件である。「物部龜鹿火」は「天子」となり、「殷到」年号を建てている。

「治天下七年歳次戊午十二月」の「仏教伝来」は「物部龜鹿火王権」である。

- 「538年」に、百済から「物部龜鹿火王権」に「仏教」が伝えられる。

(4) 物部龜鹿火王権の二代目と「僧聴」年号

物部龜鹿火王権の年号は次のようにになっている。

○ 「物部龜鹿火王権」の年号

- 殷到（531年～535年） 物部龜鹿火
- 僧聴（536年～539年） 二代目
- 明要（541年～552年） 三代目

物部龜鹿火王権の二代目の年号は「僧聴」である。「僧に聴く」である。
「仏教伝来」は「538年」であり、二代目の時である。

- 物部龜鹿火王権の二代目は年号を「僧聴」とし、「二年後」に百済から「仏像」「経教」「僧等」が送られている。
 - 二代目は年号の「僧聴」を実行している。

- 「仏教伝来」は物部龜鹿火王権の二代目の時（538年）である。

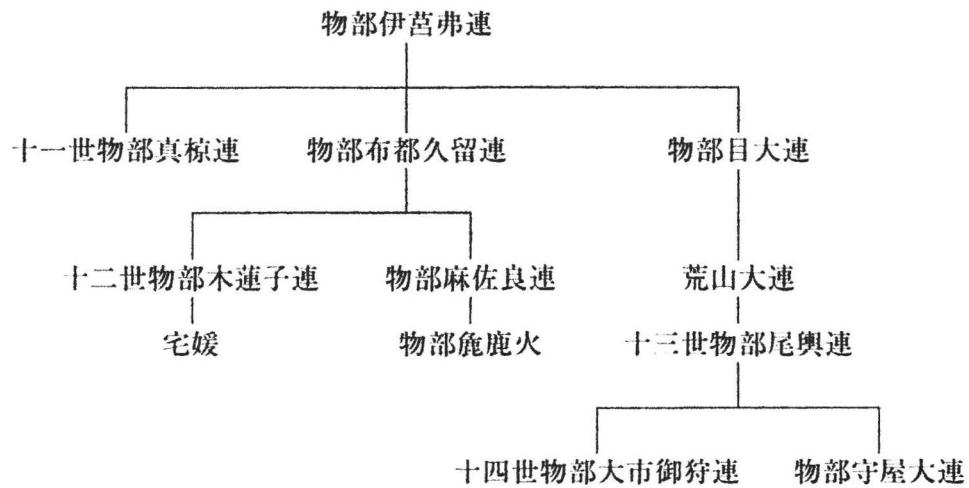


図37 復元した物部氏の系図

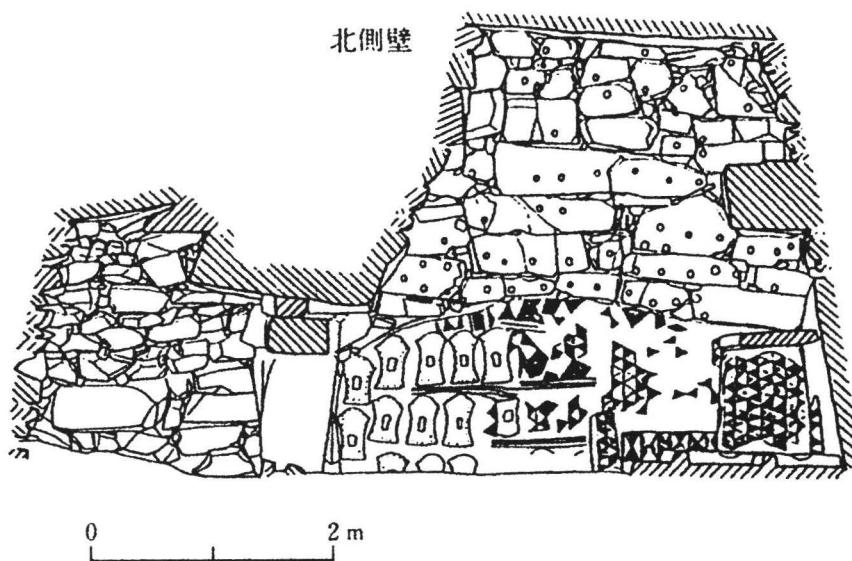


図38 桂川王塚古墳